

八千代市介護サービス事業者協議会会則

(名称)

第1条 本会は、八千代市介護サービス事業者協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、介護サービス事業者が連携及び情報の共有を行うことにより、良質で安定的な介護サービス供給体制を確保するとともに、介護サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、次の事業を行なう。

- (1) 事業者相互の連携及び情報の提供等に関する事
- (2) 八千代市との連携及び情報の交換に関する事
- (3) 介護サービスの資質向上を目的とした研修に関する事
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業に関する事

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、特別養護老人ホーム美香苑内に置く。

(会員)

第5条 協議会の会員は、八千代市内に介護サービス事業所を設置する事業者とする。

2 協議会への加入及び脱退は、所定の様式を会長に提出するものとする。

(役員)

第6条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 1名

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(役員選任)

第8条 役員は、会員の中から選出する。

2 会長、副会長、会計、監事は、役員の中から互選する。

(役員職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、協議会の会計事務を行なう。
- 4 監事は、協議会の会計及び会務を監査し、総会に報告する。

(顧問)

第10条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べる。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(総会)

第12条 総会は、年1回開催とする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時会を開催することができる。

- 2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業運営に関すること
- (2) 会則の改廃に関すること
- (3) 役員を選出に関すること
- (4) 予算及び決算に関すること
- (5) その他協議会の目的達成のために必要なこと

(部会)

第13条 協議会に、事業遂行のための部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び規程については、協議会の会議で承認を得るものとする。
- 3 部会の運営については、その自主性を尊重する。

(会計年度及び経費)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 協議会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会費)

第15条 会員は、毎年事業者単位で年額3,000円を年度始めに納めるものとする。

- 2 特に必要な事業を行なう場合で、当該年会費のみでは事業に要する経費を賄うことができないと見込まれるときには、役員協議により年会費以外の負担を求めることができる。
- 3 年度途中の脱会については、納入済みの会費は返却しないものとする。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この会則は平成18年 7月 3日から施行する。

この会則は平成30年 4月20日から施行する。

この会則は平成31年 4月19日から施行する。